

- (1) 1から3までの事項について、速やかに実施に向けて団体としての行動計画の実施に関する申し合わせ等を行うこと。また、申し合わせ等を傘下会員に周知徹底すること。
- (2) (1)の申し合わせ事項等について、マスコミ等を通じ公表するとともに、各種の機会をとらえ、発注者、設計者等を含めた国民各階層に対する積極的PRに努めること。
- (3) 中央及び地方組織において週40時間労働制推進体制を整備すること。また、地方建設生産システム合理化推進協議会等を通じ他団体と密接な連携を図りつつ、地方における他団体との申し合わせ、協定の締結等を促進するとともに、実施状況を的確に把握し、必要に応じ、協力要請を行う等、適切な指導を行うこと。
- (4) 労働時間短縮の状況について、定期に調査を行い、その結果を本協議会に報告すること。
- (5) 本協議会は、(4)の内容を踏まえ、必要に応じ、本行動計画の見直しの検討を行うこと。

## 5. その他

建設業者の休日、労働時間の設定、工事の段取りの方法については、資材業者など関連する事業者への影響も大きいことから、事前にその内容の十分な周知を行う等他の事業者の活動に支障をきたすことのないよう十分配慮するものとする。

